

チーム今小絆の取り組み 再確認

この取り組みは、学校の様子をお知らせするものですので、ご了解ください。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアルの抜粋 (文部科学省2021.4.28ver6)より

1. 基本的な感染症対策

1) 感染症対策用の持ち物

- ・清潔なハンカチ、ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

2) 感染源を絶つこと

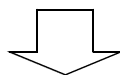
- ・本人及び家族に**発熱等**の風邪症状がある場合には登校しないことの徹底
- ・登校時の健康状態の把握
- ・児童に発熱等の風邪症状があった場合の安全な帰宅と自宅療養

3) 感染経路を絶つこと

①手洗い

- ・外から教室に入る時
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- ・給食の前後
- ・掃除の後
- ・トイレの後
- ・遊具、ボール、パソコンなど共有の物を触ったとき

児童に一律に消毒薬の持参を求めることは適当ではない



水道での配慮について (R3 6.1 今市小学校)

- ①全ての水道を使用可能とする。〈1つ置きにしてある表示を外す〉
- ②全ての水道にハンドソープを設置する。
- ③手洗い中は、マスクをする。話をしない等の指導を十分行う。
- ④歯みがき、うがい等による水跳ねに注意する。
 - ・勢いよくはき出さない。 ・腰をかがめ、水跳ねがないように配慮する。
- ⑤お互いの距離を確保し、間隔をあけて換気の良い環境で手洗いうがい、歯みがきを実施する。
- ⑥使用後は蛇口を下に向ける。〈蛇口にたまった水が汚染されるのを防ぐため〉
- ⑦清掃の時間に通常の範囲で、清掃を行う。

家庭用の洗剤が有効であることが確認されているので、使用することも有効。
- ⑧蛇口は清掃時や放課後など、アルコール消毒を実施する。

②咳エチケット

③清掃・消毒

一時的な消毒や清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童の抵

抵抗力を高め、手洗いを徹底することが重要。

- ・床は通常の清掃活動の範囲。特別な消毒は必要ない。
- ・机、椅子についても特別な消毒作業は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除は有効である。
- ・大勢が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）については、通常の清掃の範囲の中で1日1回程度の拭き掃除で代替えできる。家庭用洗剤を用いると尚良い。

④消毒の方法 <換気を十分に行う。>

*以下のものが消毒薬として有効

- ・消毒用エタノール
- ・家庭用洗剤（界面活性剤を含む物）→学校で使用している洗剤
- ・次亜塩素酸ナトリウム消毒液
- ・亜塩素酸水 など

⑤体全体の抵抗力を高める

2. 「密閉」の回避（換気の徹底）

- ①廊下側と窓側を対角に開ける。10～20センチ程度を目安に窓を開けるが、上の小窓や廊下側の欄干を全開にする等の工夫もよい。廊下の窓も開ける。
- ②常時換気が難しい場合は30分に1回以上数分以上窓を開ける。
- ③体育館での活動中、エアコン使用中も換気をする。

3. 「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ①できるだけ2メートル、最低1メートルをあける。
- ②最低1メートルの距離を確保できない場合は、換気、マスク着用を併せて行う。

4. 「密接」の回避

- ①マスクの着用
- ②十分な距離（1～2m）を確保できる屋外活動の場合はマスクの必要はない。その際は、会話をしないよう指導する。
- ③熱中症の危険がある場合はマスクを外す。
- ④体育の授業においてはマスクを外すよう指導する。
ただし、運動前後の話し合い活動や用具の準備後片付け時にはマスクを着用する。
*フェイスシールドについて
密閉度が不十分なので、マスクと併用するか十分な距離を取る必要がある。

5. 登下校

- ①屋外で歩行の際、十分な距離を確保できる場合はマスクを外してもよい。
ただし、必要以外の会話はしない。

6. 給食

- ①配食を行う児童及び教職員の体調、服装、手洗いに留意する。
- ②飛沫を飛ばさない席の配置をする。
- ③食後の歓談には必ずマスクを着用する。

7. 清掃

- ①マスクをする。
- ②清掃後は必ず石けんを使用して手洗いをを行う。

これからも子どもたちの健康安全のため、御協力をよろしくお願いいたします。